

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等	担 当 課
1	東海村教育研究会活動費補助金について		
①	<p>【補助金交付申請時期について】</p> <p>・本事業は平成31年4月から実施しているが、補助金交付申請は令和元年9月17日であった。また、補助金の支払日は10月1日で、10月29日に研究会の担当から各研究部会や学校に配分されている。支出は年度当初からあるが、配分までの期間、研究部会の部長等が私費で立て替えていたという。</p> <p>東海村補助金等の適正化に関する事務処理要領に「原則として補助事業等の実施前に申請をしているか。」を確認するとされていることから、補助金の交付申請書の提出は、適時速やかに行うよう指導を徹底されたい。</p>	御指摘のとおり、東海村補助金等の適正化に関する事務処理要領の「原則として補助事業等の実施前に申請をしているか。」の項目に従い、事業実施前に申請する必要があります。次年度からは補助事業実施前に交付申請を行い各研究部会へ配分するよう、指導いたします。	指導室
2	補助金等の事務処理について		
	<p>・補助対象団体において作成した補助金申請書類及び補助金実績報告書類を受理した際に所管課が誤りに気が付かない、補助金申請書類と補助金等交付決定審査調書の申請内容が一致しないというのは問題である。また、補助金等交付決定審査調書は、大事な税金から拠出する補助金の交付決定の是非を決める重要な調書である。東海村補助金等の適正化に関する事務処理要領に従い、毎年度よく検討し、適切に作成されたい。</p>	補助金の交付決定や実績報告においては、交付申請書や実績報告書、補助金等交付決定審査調書等の記載事項を十分に確認したうえで審査を行い、適切な補助金の支出に努めてまいります。	障がい福祉課 産業政策課 指導室
①	<p>【東海村身体障害者福祉協議会補助金】</p> <p>・補助金等交付決定審査調書の繰越金の額が収支予算書と異なっていた。また、補助金実績報告書における本文中の交付決定日及び収支決算書における雑収入(利息)とそれに伴う収入合計額、次年度繰越金が誤っていた。</p>		障がい福祉課
②	<p>【東海村心身障がい児者親の会補助金】</p> <p>・補助金等交付決定審査調書の申請(補助事業等)の要旨における内容に、事業計画書に記載されていないものが含まれていた一方、当該年度の主要事業が記載されていなかった。</p>		障がい福祉課
③	<p>【東海村観光協会事業費補助金】</p> <p>・補助金等交付決定審査調書の申請(補助事業等)の要旨における目的と内容が事業計画書の記載内容と異なっていた。また、補助金等交付申請書における受付番号の抜け、収支予算書における補助金の算出根拠の誤りがあった。</p>		産業政策課
④	<p>【東海村教育研究会活動費補助金】</p> <p>・収支予算書の繰越金とそれに伴う収入合計、収支決算書の予備費に誤りがあった。収支決算書における支出経費の研修事業費備考欄に別の経費区分の内容が記載されていた。</p> <p>また、実績報告書の事業費の補助事業内容に、村予算から支出した現職研修事業が記載されていた一方、補助事業である教養関係事業(教育研修会)が記載されていなかった。補助金等交付決定審査調書における査定欄の補助対象外経費、補助等基本額、補助率を乗じて得た額に誤りがあった。</p>		指導室